

三宝禅清規

- 一、この宗教法人（以下「法人」という。）を三宝禅という。
- 二、本法人において仏道修行する者を三宝禅会員（以下「会員」という。）と称する。
- 三、本会員は篤く三宝を敬い、三帰戒を信受することを要する。
- 四、本会員は常に坐禅の実行を勵み、傍ら佛経祖録を拝覽することを要する。
- 五、本法人において室内の調べを了畢し本法人の師家から印可証明を得た者は本法人の師家に就任し佛祖の大法を相続することができるとする。
- 六、本法人の管長には佛祖の大法を相続した者が就任する。その有資格者が多数のときは互選によって定める。管長の任期は五年とする。ただし重任を妨げない。管長が任期途中で交代した場合、後任管長の任期は、前任者の残任期間とする。

附則

この規則は文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（平成 年 月 日）から施行する。

平成二十八年四月十七日

宗教法人「三宝教団」管長 山田 匡通 印